

令和 2 年度

福島町議会

定例会 6 月会議

令和2年6月22日（月）

議会提出議案

(追加)

福島町議会

令和2年度福島町議会定例会6月会議 議会提出議案目次（追加）

| 番 号 | 件 名 | 頁 |
|----------|---|---|
| 発 委 4 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について | 1 |
| 発 委 5 | 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について | 3 |

発委第4号

令和2年6月22日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を
求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を 求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択されました。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

平成 29 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。令和元年 11 月 22 日現在、禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 81 か国、批准国は 37 か国となり、(令和 2 年 3 月 10 日現在)、条約発効に必要な批准条件 (50 か国) の 3 分の 2 を数えました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、外務大臣

発委第5号

令和2年6月22日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を
求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の 充実・強化を求める意見書

いま地方自治体では、新たに発生・拡大している新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民に対して緊急な対応を要する課題に直面しています。

新型コロナウイルス感染症は、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策などさまざまな対策が取られています。

しかしながら、4月30日成立の令和2年度一般会計補正予算、6月12日成立の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応策として「地方創生臨時交付金」や「緊急包括支援交付金」等一定の対策は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っていません。2次・3次感染と長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

このため、新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求め、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。
2. さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には、確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。
3. 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当、経済財政政策担当）